令和４年10月31日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

診療用放射線に係る通知３点について（①医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について・②医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について・③「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」の改正について）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長等より各都道府県衛生主管部（局）長等に対し、標記の３通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対しても別添のとおり周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※　日本医師会よりの周知文に記載の文書「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについての一部改正について（６月21日付け日医発第595号）」につきましては、本会よりの周知ができておりませんでした。お詫び申し上げますとともに、下記の本会文書ライブラリに掲載させていただきますので、併せてご確認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについての一部改正について（６月21日付け日医発第595号）」の保存先】

https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1480&word=

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267